

野田市公契約条例の一部を改正する条例（案）に対する意見募集の結果について

平成22年8月27日 公表

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1. 計画等の題名

野田市公契約の一部を改正する条例（案）

2. 意見募集の概要

(1) 計画等の案の公表日（意見募集期間）

平成22年 7月16日（金）から平成22年 8月16日（月）まで

(2) 意見募集結果

提出者数・意見数	1人	1件
提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	FAX	1人 1件
	Eメール	0人 0件
計画等に反映した意見		0件

3. 意見と市の考え方

意見の概要と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	<p>（定義） 第2条第4号 請負的労働者（一人親方）を保護するために、野田市が定めた2点による保護（ア、資材の調達を自ら行わない イ、建設機械その他の機械を持ち込まない）は第一歩であり、今後の検討課題として、ILO（国際労働機関）が提唱する198号勧告にもとづく検討が必要と考える。</p> <p>検討する方向として、請負的労働者（一人親方）は、他人に労務を提供しその対価としての報酬を得ることによってしか生活することができず、労務供給契約の</p>	<p>いわゆる一人親方について、より広い範囲で条例の対象にすべきと考えていますが、請負金額から資材等の必要経費を除く実質賃金部分を算出することが困難なことから、条例の実効性を確保するため、実質的に日雇労働者と同視できる場合のみ、条例の対象としたものです。</p> <p>一人親方の問題についても、国が公契約に関する一連の法体系等の整備の中で解決すべきものと考えていますので、公契約法の制定と併せて国に働き掛けてまいりたいと考えています。</p>	修正なし

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>締結と展開過程においてその内容を対等な立場で決定できない関係にあるので、使用従属関係（人的従属性）又は経済的従属関係（当該報酬により生活を維持している関係）いずれかを満たしていれば労働者性を肯定することが必要と考える。</p>		